

## 室蘭市工事請負契約等に係る予定価格の事後公表の実施に関する要領

(平成26年9月3日制定)

### (目的)

- 1 この要領は、競争入札の公正な競争を確保するため、建設工事及び建設工事に係る設計、調査、測量等の委託(以下「工事等」という。)に係る予定価格について、入札執行後の公表(以下「事後公表」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事等)

- 2 予定価格の事後公表は、1件の予定価格が1,000万円以上の工事等を対象とする。

### (予定価格の公表)

- 3 予定価格の事後公表は、開札結果の公表時に併せて公表する。

### (入札手続等の取扱い)

- 4 入札手続等の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 入札回数は、2回までとする。
  - (2) 入札公告には、予定価格については事後公表である旨を明記する。
  - (3) 再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行うことができる。

### 附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用する。